

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第47回）議事録

1 日時 平成31年3月19日（火） 14時00分～14時10分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、泉本 小夜子、
熊谷 亮丸、森川 博之（以上5名）

（2）総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（局長）、秋本 芳徳（電気通信事業部長）、竹村 晃一（総務課長）、
山碕 良志（事業政策課長）

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について

【平成31年1月23日付け諮問第1229号】

開 会

○山内部会長 　ただいまから、第47回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

　本日の出席状況でございますが、委員8名中5名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題でございますが、答申事項1件でございます。

答申事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について

【平成31年1月23日付け諮問第1229号】

○山内部会長 　それでは、諮問第1229号「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について、事務局より、検討結果についてご説明をお願いいたします。

○山碓事業政策課長 　ご説明いたします。本日の案件は、去る1月23日の当部会に諮問いたしました、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正について、パブリックコメントに付した結果を踏まえてお諮りするものでございます。

　まず、初めに、このガイドラインの一部改正の概要につきまして、資料47-1-1によりご説明いたします。

　1 ページ目をお開きください。まず、現行ガイドラインの概要でございます。上の枠にありますとおり、認定電気通信事業者は、電柱・管路や鉄塔等の設備保有者に対し、使用权の協議を求めることができ、当事者間の協議・合意によりこれらを使用することが可能でございます。

　このガイドラインは、協議に関する運用基準といたしまして、認定電気通信事業者・設備保有者双方が遵守すべき標準的な取扱方法を定めるものでございます。

　2 ページをお開きください。今回の一部改正についてでございます。携帯電話の新たな規格である第5世代移動通信システム、5Gの導入にあたりまして、基地局の更なる

小セル化や多セル化が必要となりますが、鉄塔等の設備を他人に使用させ、又は複数事業者間で共同で使用する「インフラシェアリング」がこれまで以上に重要となると考えられます。

なお、注でございますが、これを踏まえて、総務省では、昨年12月に「インフラシェアリング」に係る関係法令の適用関係の明確化を図るガイドラインを策定したところでございます。

今回の改正案は、これまで、適用対象となる設備保有者が電気通信事業者に限定されておりましたけれども、インフラシェアリングにつきまして、鉄塔等の設備のみを保有する電気通信事業者以外の者が、鉄塔等の設備を電気通信事業者に使用させる事業形態が想定されることを踏まえ、認定を受けた電気通信事業者に鉄塔等の設備を提供する者をガイドラインの適用対象に追加しようとするものでございます。

3ページ目は、先ほど参考で紹介しました、インフラシェアリングガイドラインでございますので、省略をいたします。

次に、資料47-1-2をごらんください。今回のガイドライン一部改正案に対しましては、1月24日から2月22日までの期間、意見募集を行ったところ、2件の意見が提出されました。

次のページをお開きください。1番目の個人の方の御意見でございますが、1)と2)につきましては、本ガイドライン案への賛同の御意見でありますので、そのように承らせていただきます。

3)から5)につきましては、先ほど参考で紹介しました、インフラシェアリングガイドラインに対する意見でございますが、本意見募集の対象ではございませんので、参考として承ることとさせていただきたいと思っております。

御意見に対する考え方のなお書きのところでございますが、本ガイドラインは、鉄塔等について貸与時の標準的な取扱いを規定するものでありまして、両当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではないというガイドラインの位置づけを改めてお示したところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2番目の意見、株式会社ケイ・オプティコム様でございます。左側の一番目の丸の3行目のあたりですけれども、本ガイドラインに示される提供義務やコストベース等の規律が一律に求められることになれば、2つ目の丸のところですけれども、現段階で本ガイドラインを改正すべきではないという御意見でござい

ます。

これに対する考え方でございますけれども、先ほどの1番目の御意見と同様でございますが、本ガイドラインは、標準的な取扱いを規定するものでありまして、両当事者の合意によりこれと異なる契約を締結することを妨げるものではないという考え方を示しておりまして、1の意見、2の意見、いずれにつきましても、この意見を踏まえた案の修正はないということで、諮問案のとおりさせていただきたいということでございます。

資料47-1-3が具体的な改正案でございますが、先ほど説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山内部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

どうぞ、泉本委員。

○泉本委員 1点だけ確認させてください。47-1-3の読み方がわかりません。上の改正案のところ、当該設備を事業者提供する者はわかりませんが、括弧の中の「電気通信気業者である者を除く」というのは、電気通信気業者がその前に「及び」というところに入っていますが、もう1回、この括弧に入ってくるところの読み方がわかりにくいので、よろしく願います。

○山碕事業政策課長 対象となるのが、電気通信事業者というくくりが1つと、当該設備を事業者提供する者というくくりが1つです。両方を兼ねる場合もありますけれども、電気通信事業者である場合は、前者で既に規定されているものですから、後者から前者を除いて重複がないように規定するという趣旨でございます。

○泉本委員 わかりました。ありがとうございます。

○山内部会長 そのほかいかがですか。

どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員 一言コメントを申し上げたいと思いますが、今回の電柱・管路ガイドラインの改正は、適用対象に電気通信気業者ではない専門のタワー事業者等を追加するというものですが、鉄塔等の提供の公平性を確保する、それから、電気通信事業者による活用を進めるという観点から必要なものだと考えます。

他方で、グローバルな視点で見ると、この鉄塔等のシェアリングは、電気通信事業者以外の専門のタワー事業者が活躍をしている。そして、5Gの導入だとか新規参入に当

たって、我が国でも今後の成長が期待できる分野だと考えます。例えば、今アメリカのアメリカン・タワーという会社は、北米から中南米だとか欧州、アフリカに進出をしている。それから、スペインのセルネックスも欧州で事業を拡大しているという状況です。

結論としては、ガイドラインの運用に当たっては、タワー事業者等の自由な事業展開、これが過度に制限されないように留意しながら進めていく、そのことが重要だと考えております。

以上、意見を申し上げます。

○山内部会長　　ありがとうございました。

ほかにいかがですか。特によろしゅうございますか。

それでは、ご意見がないようでございますので、審議を終了としたいと思います。

本件につきましては、答申書案、資料47-1-4のとおり答申することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長　　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について、ご説明を伺えるということでございますので、よろしく願いいたします。

○谷脇総合通信基盤局長　　総合通信基盤局長の谷脇でございます。

本日は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の一部改正につきまして答申をいただき、誠にありがとうございました。

本日の答申を受けまして、ガイドラインの一部改正を行い、本ガイドラインの対象に、電気通信事業者以外のいわゆるインフラシェアリング事業者を追加することで、移動通信ネットワークの整備が円滑に進められるよう、私どもとしても努めてまいりたいと考えております。

山内部会長をはじめ、電気通信事業政策部会の皆様方には、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

今後とも、情報通信行政に対しまして、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○山内部会長　　ありがとうございました。

閉 会

○山内部会長　それでは、以上で本日の議題は終了といたしました。

委員の皆様から何か追加的なご発言があれば伺いますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かございますか。

○後潟管理室長　特にございません。

○山内部会長　それでは、本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より連絡を差し上げたいと思います。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。